

平成23年度 各学部等のハラスメント防止策取組計画

学部名	平成23年度防止策取組計画
文化教育学部	<p>(1) 人権教育推進委員の中に、ハラスメント相談員を1名(松下一世准教授)おき、全学の同和・人権問題委員会委員と協力する形で活動を進める。その他に1名のハラスメント相談員(吉住磨子教授)とし、学部内のハラスメント対策を継続して行っていく。</p> <p>(2) 学部内に組織された男女共同参画推進委員会と連携して各種行事の開催・研修会参加を実行する。</p> <p>(3) 新入生オリエンテーション時に人権教育関係の講話・ビデオ鑑賞を行い、ハラスメント等人権意識の喚起・啓発活動を行う。</p> <p>(4) 教員・学生に人権教育推進委員会が実施する年3回の人権教育講演会に積極的に参加するよう教授会等で要請する。また、第一回の講演会を1年次学生を対象とした、ハラスメントに対する意識向上の講演会とする。</p> <p>(5) 各講座で作成した「ハラスメント防止に対するガイドライン」を再確認する。</p> <p>(6) 学部内の各箇所にハラスメント防止のポスター等を掲示し、学生への周知を更に徹底する。また、第2回目の講演会において「人権意識調査」を実施する。</p>
経済学部	<p>昨年度までの取り組みは不十分であったとして、平23年度から新しい体制とし、その下で方針を立てることとなった。以下の2点によってハラスメント防止を図る。①ハラスメントの防止のため、学部内の対策は、学部長及び副学部長との協議の下で進める。②ハラスメント相談員及び同和人権問題委員会委員は協力して、学部内のハラスメント講習を企画・立案する。その講習会は毎年開催することとし、学部長は必要に応じて教員へ全学の講習会への出席を求めることがある。</p>
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の同和・人権問題委員会でリニューアル作成したハラスメント防止のリーフレット及び学生向けの情報誌を新採用教職員及び新入生に配布するとともに公用掲示板・学生掲示板に常時掲示し、啓発を行う。 ・講演会を開催し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。
工学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等において、学部長からハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・今年も、教員向けのハラスメント講演会等を開催する。 ・研究室、事務室及び掲示板等にハラスメント防止用ポスターを掲示し、啓発を図る。
農学部	<p>教授会・研究科委員会・学科会議・コース会議等でハラスメント問題を議題として取り上げるとともに、学内・外で開催される同和・人権問題あるいは、その関連の講習会に積極的に参加するように周知し、ハラスメント教育を行います。さらに、同和・人権問題委員会委員が、講演会等での概要を教授会等で紹介することで、ハラスメントの防止に努めます。</p> <p>昨年度、ハラスメント防止対策実施内容17項目を確定しましたが、本年度はそれを実施に移します。</p> <p>まず、学部新入生及び大学院生全員に対し、5月上旬にハラスメント防止対策に関するガイダンスを実施します。その際、事例集の配布を行います。また、7月上旬と12月上旬に10日間程、目安箱を設置し、ハラスメントに関する実態調査を行います。さらに、一方、学長に対しハラスメント加害者に対する処分後のアフター・ケアのシステム構築の要請を行い、この件について5月に農学部人事委員会へ諮問し、具体的対策を講ずることとします。</p>
海洋エネルギー研究センター	<p>事務的なことや形式的なことばかり言うよりも、職員が常に気持ちよく職務に励むことが出来る環境となるようにセンター長を初め全職員と気軽に相談できる環境作りをモットウに取り組むことにしている。</p> <p>楽しき中にも規律ある職場環境作りに努める。</p> <p>ハラスメントとなるような事例がこれまで見られなかったため、これまでの労働環境を維持しながら取り組む。</p>
総合分析実験センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し「ハラスメントの防止に関するガイドライン」、パンフレット「ハラスメントのないキャンパスにするために」をホームページよりダウンロードし、閲覧することを周知徹底する。また、部門の会合時などに、表記内容に関する説明を行う。 ・できる限りにおいて執務中の開放環境の保持を行う(セキュリティ上の配慮を行った上で施行) ・教職員のハラスメント講習会への参加を促し、出来る限り全員が参加するようにする。 ・意見交換や相談がしやすい職場環境、人間関係を構築するように努める。
総合情報基盤センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止の啓蒙書を回覧する。 ・ハラスメント防止に関する講演会・研修会等への参加を奨励するとともに、参加者がセンター内での定例ミーティングで報告等を行うことにより、センター教職員に周知徹底する。 ・研究室及び業務室のドアやブラインド等の執務中の開放を引き続き実施する。 ・良好な人間関係を構築できるような職場環境作りに引き続き取り組む。
留学生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センター教員全員がハラスメント対応の認識を再確認するため、今年度も教員会議において、大学のガイドラインをセンター教員へ周知徹底する。 ・教員室(個室)での教職員・学生への対応にはドアを開放して対応する等透明性を保つよう心掛ける。 ・留学生センター内にハラスメントに関するポスターを貼付し、留学生に対し広く周知する。
低平地沿岸海域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と同様にセンター会議で定期的にハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・研究室、事務室の入口、壁などにハラスメント防止用ポスターを掲示する。 ・大学で実施される講演会に担当者等が参加し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。 ・「ハラスメント認識度チェックシート」による自己啓発を図る。
海浜台地生物環境研究センター	<p>(1) これまでに発生したハラスメント事案に対する反省を、教職員全員で共有することにより、当センターからハラスメントを根絶する。</p> <p>(2) センターに配属された学生に対し、当センターの「不祥事防止策」の内容を周知する。</p> <p>(3) センター内の各箇所にハラスメント防止のポスターを掲示する。</p> <p>(4) ハラスメント・人権問題等の講演会・研修に積極的に参加する。</p>
シンクロtron光応用研究センター	<p>1. 情報の公開と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後もハラスメントの事態が有れば、その都度センター内ミーティングで報告し、問題点を検討する。 ・大学内他部局で事態が発生すれば、大学から必要な情報の公開と大学としての問題点や対策についての情報提供を御願いし、対策する。 <p>2. 大学のガイドラインの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防止策として出されている大学のガイドラインを周知徹底する。 <p>3. ハラスメント防止策委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本センターにおいて、学生及び職員が良好な環境において修学、教育、研究及び就労に従事できるように、センター内に引き続きハラスメント防止委員を置く。
地域学歴史文化研究センター	<p>引き続き、1) 教職員が人権に関する意識を高め、再発防止を心掛ける。</p> <p>2) センター内にハラスメント防止のポスターを掲示する。</p>